

第 26 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 7 年 8 月 5 日 午後 1 時 29 分～午後 2 時 07 分

場 所 東庁舎 3 階 301 号室

出 欠 者 出席者 14 名 欠席者 2 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の青年等就農計画の認定につ
いて

報告 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定につ
いて

報告 第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による届出について

報告 第 5 号 一時転用の届出について

議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の
規定によるあっせん譲受候補者の登録申請について

議案 第 2 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画に
ついて

議案 第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（14 名）

1 番	松永 博視	2 番	富安 春二
3 番	吉武 正悟	4 番	鶴田 清
5 番	田島 雅弘	6 番	河原 努
7 番	溝口 弘之	8 番	中村 伸秀
9 番	下川 一馬	10 番	中村 勇次
11 番	近藤 茂	13 番	下川 隆稔

14番 城戸 孝行

16番 岡本 義照

欠席委員（2名）

12番 井寺 知江子

15番 成清 輝美

出席事務局職員

事務局長 井 上 浩 二

課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後1時29分 開会

○議 長

予定より1分前でございますけれども出席者の方いらっしゃっていますので、今から始めさせていただきます。皆さん、こんにちは。（こんにちは。）大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今から第26回農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は12番の井寺さん、15番の成清委員が欠席でございます。よろしくお願いします。次に、注意事項でございます。効率的な審議となるよう事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される方は議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては最後の協議事項の際にお願いを致します。

本日の議事は報告事項が5件、議案4件でございます。慎重なご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。次に議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人は6番の河原努委員と7番の溝口弘之委員にお願いします。

それでは、報告第1号から5号について続けて事務局からの説明をお願いします。

○事務局

議案書の1ページをお願いします。

報告第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について
でございます。

第1項を説明致します。第1項、所在中折地、地目樹園地2筆、面積4,235㎡、解

約事由は資金難のためでございます。それから第3項の分ですけど、解約事由は法人へ移行するためと記載をしておりますが、これは個人で借りてある____さんが個人で借りてある分を解約してですね、今回、法人を設立されてありますので、改めて法人と設定をしたというような形になっております。これは13ページの方にまた新しい方の設定に記載しております。説明は以上です。

○事務局

報告第2号議案書の2ページをお願いします。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の青年等就農計画の認可について

でございます。

新規就農者の方が1経営体1名でございます。区分新規で、認定番号が7の1、__さん、八女市に在住でございます。目標とする経営規模はナスが21aでございます。本日は、新規就農者の__さんがご挨拶に来てありますので、入室を許可いただけますでしょうか。よろしいですか。(はい。)新規就農者の__さんに入っていただきます。(__さんより挨拶)

○議長

報告3号をお願いします。

○事務局

議案書3ページをご覧ください。

報告第3号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について

でございます。

今回は、区分を見ていただきますと、区分が再認定となっております。認定番号の7の1、__さんから7の9の__さんまでですね、各目標とする経営規模は、右に書いているとおりで、再認定ということになります。続きまして、4ページをご覧ください。こちら区分が上からいきますと、変更ということで__さんのところ__さんと__さんの共同認定ということになります。それと、__さんは機械の追加を予定されてあるところでございます。続きまして、県知事認定、県の認定ですね、再認定

になります。今回からこういった福岡県令 7 の 39 とかいう番号表記になっておるところでございます。すべて、お茶農家さんのところで____さんのところから 1 番下の____さんのところまで 4 組いらっしゃいます。度々申し上げておりますけれども県知事認定につきましては、他の市町に経営農地があるため県知事が認定ということになります。

続きまして、下の九州農政局認定いわゆる国の認定、こちらは再認定になっております。令 7 九担の 4 のところが____さん、同じく 6 が____さんというところでこちらも再認定ですね、こちらは九州農政局の認定分については、他県ですね、経営農地があるため九州農政局が認定ということになっておるところでございます。

今回の認定件数はそこに書いているように全部足しますと 17 経営体、右の下に書いております。令和 7 年 7 月 1 日現在の認定農業者数は 178 経営体ということでございます。報告第 3 号は以上で続きまして、議案書の 5 ページをお願いします。報告第 4 号でございます。

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による届出について でございます。

農地法第 5 条の届出を受理しましたので、報告致します。第 1 項、契約、賃貸借、所在和泉、地目田 1 筆、面積 190 m²のうち 4 m²でございます。用途地域で第 3 種農地貸人、和泉の____さん、借人、東京都世田谷区の____さん、申請事由は携帯電話基地局設置のためとなっております。

場所の確認をお願いします。地図の 1 ページでございます。____の公園といいますか、下の方____からいうと東側の三角の農地の一部に携帯基地局の届出ということでこちらは、許可ではなくて届出でよいということになっております。報告 4 号は以上でございます。続きまして、6 ページをお願いします。

報告第 5 号 一時転用の届出について でございます。

第 1 項、契約賃貸借、所在若菜、地目畑 2 筆、面積合計 3,352 m²、貸人、若菜の____さん、借人、____さん一時転用の目的として、資材置場となっております。令和 7 年の公共下水道管渠布設工事、____地区 2 工区、一時転用期間は 7 月 1 日から 9 月 3

0日の3か月でございます。地図をご覧ください。2ページです。以前もこちらの方
續けてですね、____さんとか____さんとかが借りてあったところまた、再度市の公
共工事に伴う分で____の方がずっと下水道の工事をしておりまので、そちらの方ちよ
うどいい所あるというところですね、今回の届出になったところでございます。説明
は以上でございます。

○議 長

ありがとうございました。それでは、事務局の説明が終わりましたので、質問のあ
る方はお願いします。質問のある方はございませんかね。ないようでございますので
次に進ませていただきます。議案第1号を提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の7ページをお願いします。

議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっ
せん譲受等候補者の登録申請について でございます。

第1項、氏名、____さん、住所、大字井田、経営形態いちご、面積30.2a、農業労
働力、計2名でございます。大字井田の田、約4,300㎡を購入予定のため申請をされ
ております。____さんにつきましては、あっせん登録に必要とされる園芸施設では
25a以上の経営面積の要件、それから青壮年を含む2人以上の家族農業従事者がいる
こと等の要件を満たしております。こちらは来月、所有権移転の案件として議案の方
に上がって参ります。説明は以上です。

○議 長

事務局から説明がございましたけれども、第1項について、質問のある方はお願い
します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、第1項について承認することに賛成の方は挙手
をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第2項について提案致し

ます。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、氏名、_____さん、住所、大字井田、経営形態いちご、面積41.5a、農業労働力が計2名です。大字井田の田、約4,200㎡を購入予定のため申請されております。_____さんにつきましては、あっせん登録に必要とされる園芸施設では、25a以上の経営面積、それから青壮年を含む2人以上の農業従事者がいること等の要件は満たしております。また、認定農業者でございます。こちらも来月、所有権移転の議案が出て参ります。説明は以上です。

○議長

第2項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、第2項について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、議案第2号について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書8ページをお願いします。

議案第2号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について
でございます。

こちらは、16ページまでございますが、第1項を説明致します。権利種別、貸借権、第1項、所在新溝、地目田1筆、面積2,376㎡、利用権は賃貸借、貸人、大字新溝の_____さん、代表相続人で_____さん、借人、大字新溝の_____さん、利用目的は、トマト、借賃は総額_____円、期間が3年間でございます。続きまして、集計の説明を致します。議案書の17ページをお願いします。左上の総計です。田が27件、面積78,543㎡、畑が3件、面積12,091㎡、合計30件の90,634㎡、新規・再設定の別では、新規が27件、再設定が3件、通年・期間借地の別では、通年が27件、期間借地が3件、小作料納入別では、金納が23件、物納が3件、耕起代掻が3件、使用貸

借が1件でございます。右側の表です。貸借期間別です。3年が1件、4年が1件、5年が19件、10年が9件となっております。説明は以上でございます。

○議長

議案第2号について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、議案第2号について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、議案第3号農地法3条について提案致します。第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

18ページをお願いします。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、贈与、所在前津、地目樹園地1筆、面積483㎡、渡人、八女市室岡の____さん、受人、八女市室岡の____さん、申請事由は子の____さんへの贈与でございます。作物は茶です。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第1項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第2項について、提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、売買、所在長浜、地目田2筆、畑1筆、面積計1,549㎡、渡人、大字新溝の_____さん、受人、大字新溝の_____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物は米・麦・野菜・茶でございます。売買価格は合意により反当り_____円です。説明は以上です。

○議 長

第2項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

7番の溝口です。ただいま事務局の説明どおりでございます。もう1回、反当りの金額を言ってもらっていいですか。

○事務局

_____円です。

○委 員（5番）

田・畑含めて。

○事務局

_____円です。3筆まとめて反当りの金額です。

○委 員（5番）

_____万いくら。

○事務局

反当りですね。

○担当委員

車通りも悪くて、圃場整備もされてなくて1番奥ですもんね。言い値でしょうね。

○事務局

まるめて書いてあるので。

○担当委員

値段を確認印を押すときに聞いていませんでしたので。事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、第2項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第3項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

19ページをお願いします。第3項、契約贈与、所在前津、地目畑2筆、樹園地5筆、面積計4,405㎡、渡人、前津の_____さん、受人、八女市の_____さん、申請事由は孫の_____さんへの贈与でございます。作物は梨です。説明は以上です。

○議長

第3項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議よろしくお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第3項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第4項について、提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、契約売買、所在鶴田、地目畑1筆、面積477㎡、渡人、久留米市の_____さん、受人、大字前津の_____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物は季節野菜で芋・大根・豆類となっています。売買価格は合意により反当り_____円です。こちらは、宅地、建物付の物件で経営面積の記載はありませんが、畑の状態が良かったためですね、季節野菜を栽培したいとのことでございます。説明は以上です。

○議長

説明も終わりました。担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議お願いします。

○議 長

質問のある方はお願いします。

○委 員（14番）

さっき、溝口委員も言われましたけど、書類を持って来られた時に売買価格をみなさん聞かれてあるかと思いましたので尋ねてみました。

○委 員（7番）

時と場合によります。

○委 員（14番）

こっちで金額は言われるので、ほとんど聞かないですが。

○委 員（11番）

申請書に欄があるんですかね。

○事務局

あります。議案には出てこないですけど、申請書の中には書く欄があります。

○委 員（14番）

あったとね。

○事務局

下のところに反当りか総額か書くところがあるので、書いてないなら聞いてよいかもしれません。決めてあると思いますが。

○委 員（11番）

よろしいですか。

○議 長

はい。どうぞ。

○委 員（11番）

記入欄は総額でもいいし、反当りのいくらでもいい、よろしいということでしょう。欄が埋まるように。

○事務局

持って来られた時には、記入があるのが当然かなと思いますけど。

○委 員（１１番）

はい。わかりました。

○委 員（１４番）

はい。わかりました。ありがとうございます。

○議 長

私からひとつですけれども、結局、取り決めではあるけれども来られた場合、金額を提示していただくがいいか、それとも空欄がいいか、統一はされますか。

○事務局

欄があるから、書いていただくものと思います。

○議 長

書いてない時は、聞いていただいて、記入していただくと。

○事務局

書いてくださいと言わないといけないかもですね。

○委 員（５番）

でも、実際の金額を言われるかわからないから、それ以上聞けないんじゃないですか。

○事務局

正しいかはわかりませんね。

ここに書いてあるのは、所有権移転の売買の時だけです。３条の贈与とか当然贈与なんでないからですね。あまりにも高かったり、低かったりするときは理由があるところ、先ほど言われたように、例えば作りにくい、奥のところだからというような場合は、当然価格も安くなるだろうしですね。

売買の理由によっても、安いなと思った時に作りにくいところか、そういった事も聞けるかもしれないですね。

担当委員さんは、総会で説明をしなければならないのでということで、おっしゃっていただくとある程度の情報は引き出せるかなと思います。それを言ってもらって結構だと思います。

○議 長

担当者は対処してもらおうと助かります。ということでよろしいですかね。他に質問は、ありませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第5項について、提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

20ページをお願いします。第5項、契約使用貸借、所在井田、富久、四ヶ所、地目田30筆、畑1筆、面積計14,335.46㎡、貸人、大字四ヶ所の_____さん、借人、大字四ヶ所の_____さん、申請事由は経営移譲年金受給のために後継者への使用貸借期間の更新が必要になったためでございます。作物は米となっております。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

1番の松永です。_____さんは息子さんですね。それと、私も勉強不足やったんですけども農業者年金のための再設定ということで、10年経ったら再設定をしないといけないということで聞きました。

○事務局

経営移譲年金というのが、旧制度になりますけど、経営移譲年金を受給するためには、農地を65歳の誕生日の2日前までに後継者か第3者に移譲を必要とするというのがあります。後継者に使用貸借で10年以上の貸すというのが条件になってくるんですけども、それから更に、今回、更新になりますので、10年経っての更新をしておけば、その後の転用とかで所有権の移転があってもですね、経営移譲年金は支給停止にならないというようなことですね、そのような事で今回、更新の手続きをやっておるといような事でございます。説明は以上です。

○担当委員

今回は、稀なケースだそうです。聞いた話ですね。

○事務局

たまに、出てくるかもしれません。

○担当委員

説明は以上です。

○事務局

今のはですね、終身年金ですから。

自分が貯めた分を運用してからの利益を還元しておる部分があるので、もしそれが運用でマイナスになったとしても基金の方から補填をするので、自分の分がマイナスになるということはないようです。補填をしてくれるという制度がありますので、そこは本当にいいのかなと。

年金の関係はですね、非常になかなか難しいのでネットで勉強してくださいということとですね、最後に言おうと思っていましたけど10月の総会の時に、福岡県農業会議の農業者年金担当の大倉係長に来ていただいて、農業者年金に関する研修会を計画しておりますので、その時に是非、いろいろお尋ねしていただくと思います。

さっき田島委員さんが言われましたけど、勉強をしてくださいだそうです。農業者年金の仕組みを勉強してくださいということでしたので、あと2か月ぐらいありますので、皆さん2か月間農業者年金の勉強を、皆さんタブレットを持ってらっしゃいますよね、あれでも見れますから、お家のパソコンでもいいですしですね、携帯でもいいですから見とってもらおうと助かります。

○議長

10月の総会の時に、またそういうふうな今、事務局から説明がありましたけれども、そういうことでございますので、その時は是非よろしくお願いします。それではですね、第5項について質問ありませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第5項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、議案第4号農地法第5条転用について提案致します。第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の22ページをご覧ください。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について でございます。

今月は 1 件のみでございます。第 1 項、契約贈与、所在前津、地目畑 1 筆、面積 177 m²、渡人、前津の_____さん、受人、同じく前津の_____さん、親子になられます。申請事由は、自己住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の 3 ページをご覧ください。こちらちょっとランドマーク的なところはございませんけれども、具体的にいうと_____の西約 700 メートルぐらいの所になります。こちらは 10ha を超える広がりのある農地ですですので、第 1 種農地集落接続で例外的に許可可能です。説明は以上でございます。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4 番の鶴田です。事務局の説明のとおりで息子さんが家を建てるということですので審議のほどよろしくお願いします。

○議 長

担当員の説明も終わりました。第 1 項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第 1 項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

本日の案件はこれですべて終了致しました。これをもちまして第 26 回の農業委員会を閉会致します。

午後 2 時 07 分 閉会